

職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1. 処分日 令和6年2月21日

2. 処分概要

(1) 所属 公立野辺地病院

(2) 職名 総括主査

(3) 年齢 30代

(4) 性別 男性

(5) 処分内容 戒告

(6) 事案概要及び処分理由

当該職員は、令和4年9月に受けた寄附金を適正に処理することなく金庫に保管していた。

これらの行為は、地方公務員法第32条の規定に違反することから地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき処分を行うものである。

(7) その他関係職員の処分 管理監督者処分 口頭による嚴重注意

3. 病院事業管理者から

今回、このような不適正な事務処理を行った行為について住民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後このような事が起こらないよう、職員一人ひとりの服務規律と再発防止の徹底を図り住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。